

横福子第 329 号
令和 7 年（2025 年）12 月 3 日

市内特定教育・保育施設等 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課長

1歳児配置改善加算の認定申請受付について（依頼）

日頃から、本市教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
1歳児配置改善加算の受付を 12 月 3 日より開始いたしますので、加算算定を希望される施設等におかれましては、下記により認定申請を行ってください。

記

1 対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所

2 加算要件

主な要件は、以下のとおりです。詳細は「**子ども・子育て支援制度処遇改善等加算説明資料**」74 ページを参照してください。

- ・保育士の配置 1歳児 5 人につき 1 人
- ・処遇改善等加算区分 1、2、3 を全て算定
- ・職員 1 人当たりの平均経験年数が 10 年以上
- ・ICT 機器の導入（要件あり）

3 提出書類

- ・施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請書
- ※「1歳児配置改善加算」の該当部分のみ入力してください。

- ・加算算定を開始する月の職員雇用状況表
- ・ICT 機器の機能や導入時期がわかる資料（契約書等）

※加算適用は、上記要件が確認できた月から算定しますので、申請日は、加算要件を満たす月としてください。

説明資料及び申請書は下記 URL をご確認ください。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2645/kouteikakaku.html>

4 提出方法

提出書類一式を、送付メールに返信する形で提出してください。

【提出先】
横須賀市民生活局福祉こども部子育て支援課施設支援係 宛
E-mail cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

5 提出期限

令和7年12月26日（金）

上記以降に提出があった場合は、清算時期が2月以降となります。

6 スケジュールについて

令和8年1月上旬 : 認定申請審査・結果通知

令和8年1月中 : 加算適用開始、1月以前分の清算

令和8年2月以降 : 加算適用

7 その他

市加算（教育・保育単価加算）の適用を受ける「保育所」、「認定こども園」においては、本加算の適用を受けると1歳児の受け入れ体制について給付費が以下のとおり増額されますので、本加算の適用を積極的にご検討ください。

